

中野市一般廃棄物の処理手数料について  
(し尿等処理手数料の改定案)

令和6年1月



# 1 概要

人口減少社会の進展と下水道が普及したことにより、浄化槽等の利用人口は減少傾向にあります。本市の令和4年度末時点における下水道への未接続率は14.3%となっており、衛生的かつ安心できる市民生活確保のため、し尿及び生活雑排水の処理は市民生活に密着した重要な行政サービスであります。

現在、し尿は中野浄化管理センター敷地内に建設されたし尿投入施設において処理、また、家庭雑排水汚泥については市外へ運搬し、脱水・堆肥化が行われております。これら事業の実施に際しては効率化等、経費削減に努めておりますが、今後も人口減少に伴う収集量の減少や物価高騰による経費の増加などが想定され、し尿等の処理を継続して安定的に行うために将来を見据えた場合、料金改定の検討が必要であります。

## 【現行料金】

家庭雑排水 汚泥 (1回につき)	基本料金	100ℓ未満	1,356円
		100ℓ以上 150ℓ未満	1,770円
		150ℓ以上 200ℓ未満	2,173円
		200ℓ以上 250ℓ以下	2,576円
	超過料金	250ℓを超える場合は、その超える50ℓ(50ℓ未満の端数は、50ℓとする。)ごとに	404円
し尿収集運搬 (1回につき)	基本料金	180ℓ以下	1,450円
	超過料金	180ℓを超える場合は、その超える18ℓ(18ℓ未満の端数は、18ℓとする。)ごとに	145円
	特別加算料金	清掃車が使用するくみ取りホースの長さが40メートルを超えるくみ取りを行う場合	100円
し尿処分 (1回につき)	基本料金	180ℓ以下	220円
	超過料金	180ℓを超える場合は、その超える18ℓ(18ℓ未満の端数は、18ℓとする。)ごとに	22円

※) し尿とは、し尿及び浄化槽の汚泥をいう。

## 2 現 状

### (1) 収集実績と将来見込

し尿の収集量は令和元年度までは大きく減少し続けていましたが、令和2年度、令和3年度は減少率が緩やかになりました。これは新型コロナウイルスの流行により自宅で過ごす時間が増えたことが要因と思われます。また、令和4年度に増加に転じていますが、これは工場などの建設工事に伴い設置された仮設トイレの収集が一時的に増えたことによるもので、今後は再び、人口減少及び下水道整備に伴い減少傾向となる見込みです。収集量は令和4年度までの10年間で3分の2まで減少しています。

浄化槽の使用人口は減少していますが、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えや下水道未整備地域における新設などもあり、浄化槽汚泥の収集量は増減を繰り返しながらも10年前と比べて同程度です。しかしながら大きく増加する要因はなく、長期的には減少傾向になる見込みです。

家庭雑排水汚泥の収集量は令和2年度増加しましたが、し尿と同じく新型コロナウイルスの流行が原因と思われ、令和4年度は10年前と比べて6割程度に落ち込んでいます。今後も、し尿同様に減少傾向が続くと思われます。

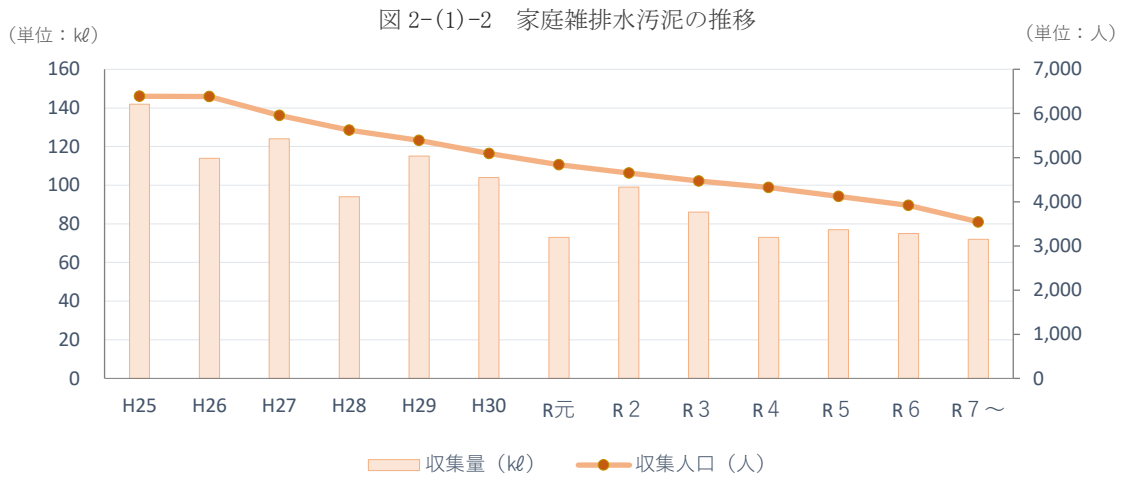
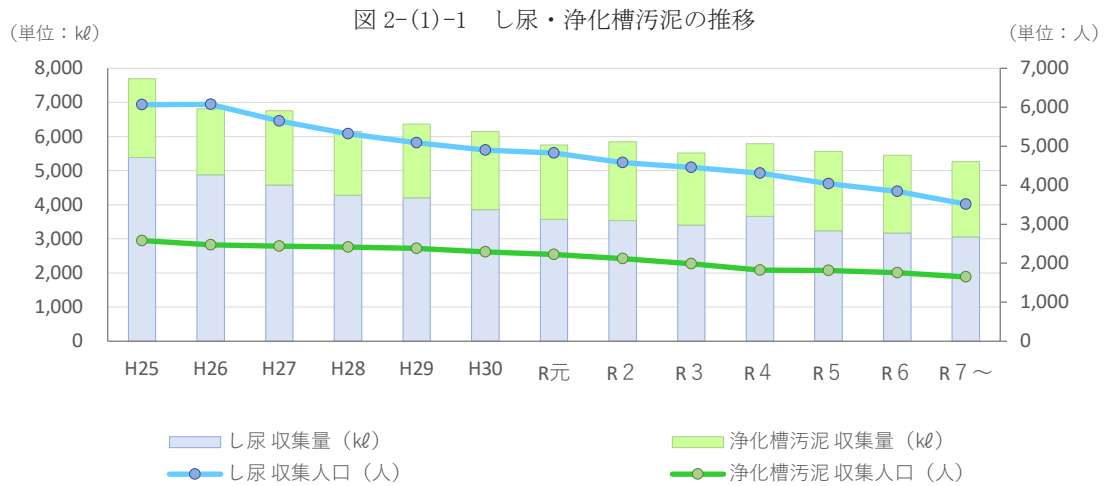
#### 【収集実績及び将来見込み】

(単位 収集量：kℓ 収集人口：人)

項 目	年 度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7～
		し尿	収集量	5,565	5,382	4,876	4,577	4,284	4,200	3,856	3,576	3,534	3,409	3,664	3,242
	収集人口	6,398	6,066	6,074	5,650	5,322	5,092	4,906	4,829	4,581	4,456	4,312	4,039	3,845	3,518
浄化槽汚泥	収集量	2,194	2,313	1,933	2,176	1,861	2,159	2,291	2,176	2,317	2,107	2,127	2,325	2,278	2,170
	収集人口	2,595	2,582	2,469	2,436	2,415	2,379	2,295	2,225	2,119	1,990	1,824	1,818	1,755	1,683
家庭雑排水汚泥	収集量	118	142	114	124	94	115	104	73	99	86	73	77	75	72
	収集人口	6,722	6,389	6,383	5,955	5,624	5,389	5,094	4,836	4,647	4,470	4,324	4,122	3,919	3,545

※) 令和4年度までの収集量は北信保健衛生施設組合及び収集業者からの報告による。し尿及び浄化槽汚泥の収集人口は長野県生活排水処理状況回答数値、家庭雑排水の収集人口は市推計値。

※) 令和5年度以降は推計値。R7～はR7.1月～R9.12月までの3年間推計の平均値。



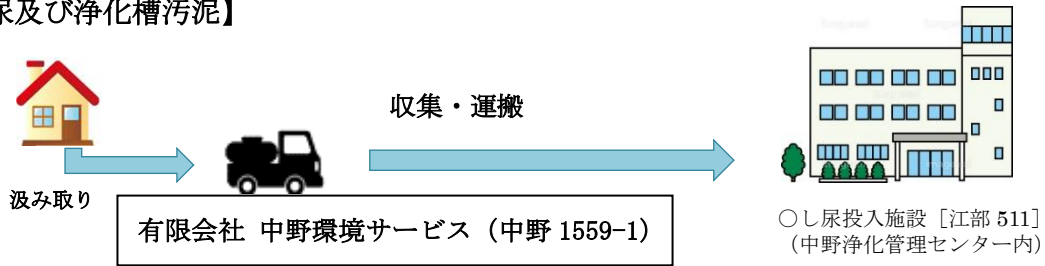
【地区ごとの収集回数】

(単位：回)

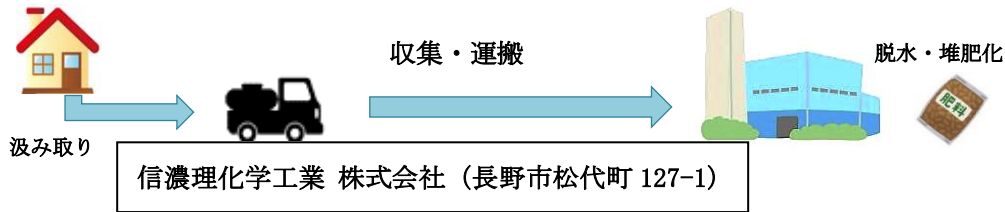
年度	中野	日野	延徳	平野	高丘	長丘	平岡	科野	倭	豊津	上今井	永田	合計	
し尿	R4	563	338	490	1,092	727	95	653	298	276	243	173	201	5,149
	R3	634	390	514	1,211	593	100	641	323	282	250	194	200	5,332
	増減	-71	-52	-24	-119	134	-5	12	-25	-6	-7	-21	1	-183
浄化槽汚泥	R4	34	36	129	242	89	26	148	32	34	43	16	129	958
	R3	35	23	115	168	164	22	118	53	42	52	31	120	943
	増減	-1	13	14	74	-75	4	30	-21	-8	-9	-15	9	15
家庭雑排水汚泥	R4	31	45	58	122	63	2	78	33	19	5	5	4	465
	R3	24	69	80	121	85	4	102	38	26	5	5	6	565
	増減	7	-24	-22	1	-22	-2	-24	-5	-7	0	0	-2	-100

## (2) 収集運搬業者

### 【し尿及び浄化槽汚泥】



### 【家庭雑排水汚泥】



## (3) 料金改定経過

### 【し尿】

(単位：円/18ℓ)

改定年・月 (西暦)	S57.4 (1982)	S59.4 (1984)	S59.6 (1984)	S61.4 (1986)	H元.4 (1989)	H4.4 (1992)	H4.11 (1992)	H7.4 (1995)	H9.4 (1997)	H9.6 (1997)	H13.6 (2001)	H28.6 (2016)	R2.1 (2020)
処分手数料	13	13	14	14	14.4	14.4	14.4	14.4	14.7	14.7	14.7	14.7	22
収集運搬 料金	77	80	79	82	83.6	96.6	96.6	105.6	105.3	115.3	125.3	142.3	145
処理 手数料計	90	93	93	96	98	111	111	120	120	130	140	157	167
処理手数料 増減率		3.3%	0.0%	3.2%	2.1%	13.3%	0.0%	8.1%	0.0%	8.3%	7.7%	12.1%	6.4%

※) し尿とは、し尿及び浄化槽の汚泥をいう。

### 【家庭雑排水汚泥】

(1回あたり)

改定年・月 (西暦)	S62.4 (1987)	H4.4 (1992)	H9.6 (1997)	R2.1 (2020)
100ℓ未満	1,000円	1,120円(12%)	1,210円(8%)	1,356円(12%)
100ℓ～150ℓ未満	1,300円	1,460円(12%)	1,580円(8%)	1,770円(12%)
150ℓ～200ℓ未満	1,600円	1,790円(12%)	1,940円(8%)	2,173円(12%)
200ℓ～250ℓ以下	1,900円	2,130円(12%)	2,300円(8%)	2,576円(12%)
250ℓを超える場合は、その超える50ℓ(50ℓ未満の場合の端数は、50ℓとする。)ごとに	300円	340円(13%)	360円(6%)	404円(12%)

※) カッコ内は増減率

#### (4) 県内 19 市 処理手数料

##### 【し尿】

(単位：円/18ℓ)

市名	処分手数料		収集運搬手数料		し尿等処理手数料	
	料金	順位	料金	順位	料金(計)	順位
長野市	0.00	1	208.50	18	208.50	16
松本市	7.92	2	190.00	15	190.00	14
上田市	16.20	9	167.80	12	184.00	11
岡谷市	16.85	10	198.15	17	215.00	18
飯田市	9.27	5	190.73	16	200.00	15
諏訪市	26.90	15	186.10	14	213.00	17
須坂市	22.00	12	165.00	11	187.00	12
小諸市	34.10	19	133.10	1	167.20	7
伊那市	12.67	8	147.53	8	160.20	2
駒ヶ根市	27.50	17	147.50	7	175.00	10
大町市	11.70	7	162.90	9	174.60	9
飯山市	31.10	18	135.62	2	166.72	5
中野市	22.00	12	145.00	6	167.00	6
茅野市	26.90	15	226.10	19	253.00	19
塩尻市	9.90	6	139.50	3	149.40	1
佐久市	22.86	14	143.46	5	166.32	4
千曲市	9.00	4	163.80	10	172.80	8
東御市	19.00	11	143.00	4	162.00	3
安曇野市	7.92	2	179.28	13	187.20	13
19市平均	17.57		167.00		184.15	

※) し尿とは、し尿及び浄化槽の汚泥をいう。

※) 長野市は処分手数料を徴収していない。松本市は処分手数料を全額補助している。

図 2-(4)-1 処分手数料

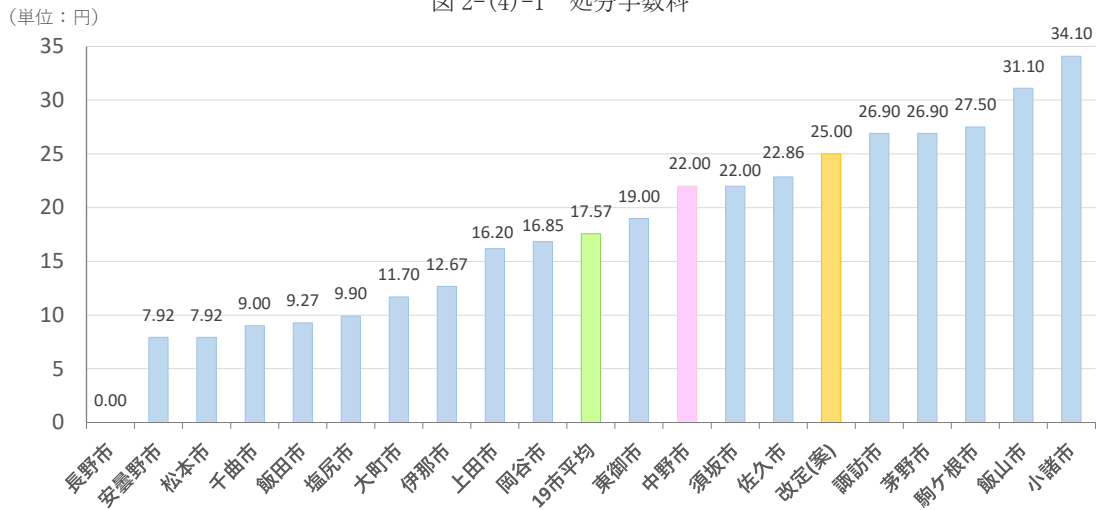


図 2-(4)-2 収集運搬手数料

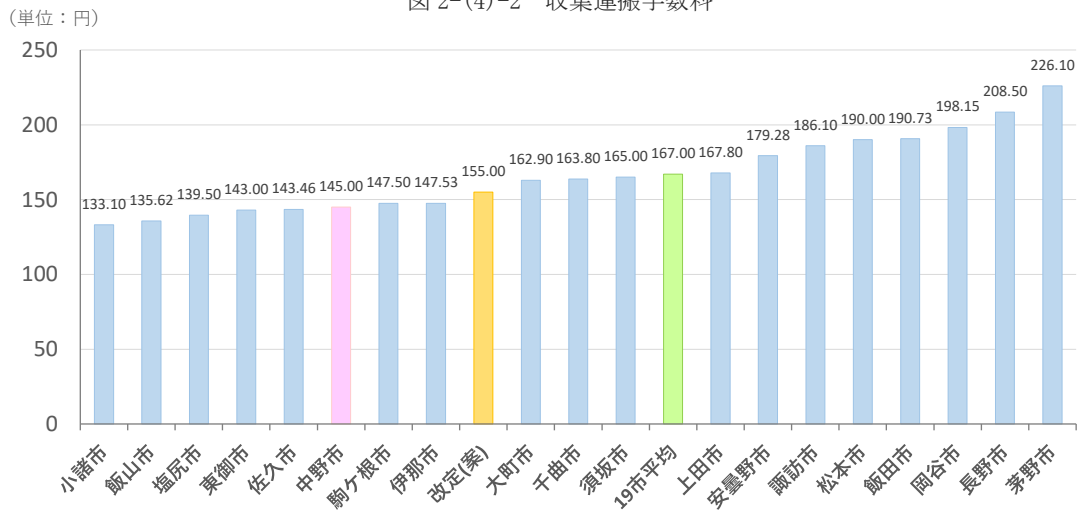
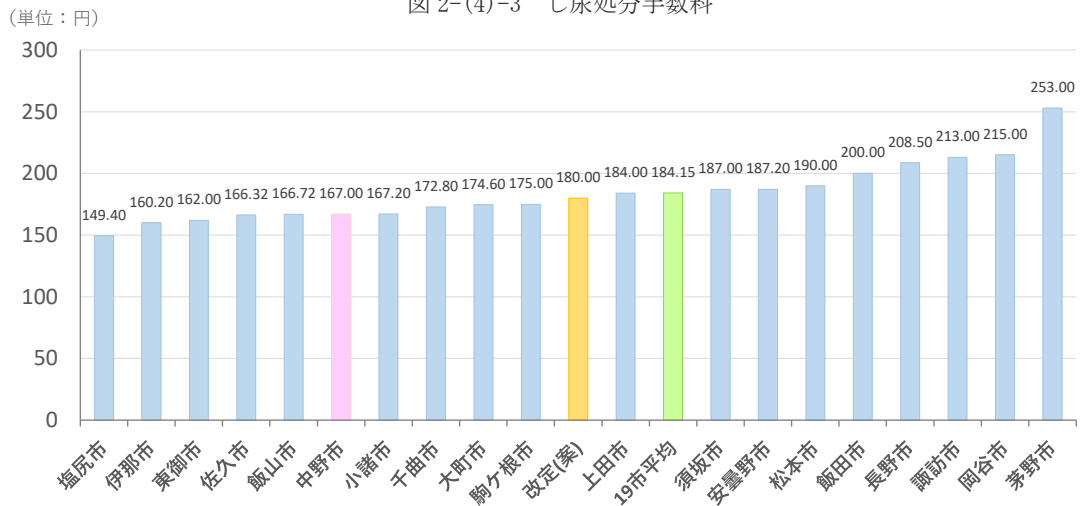


図 2-(4)-3 し尿処分手数料





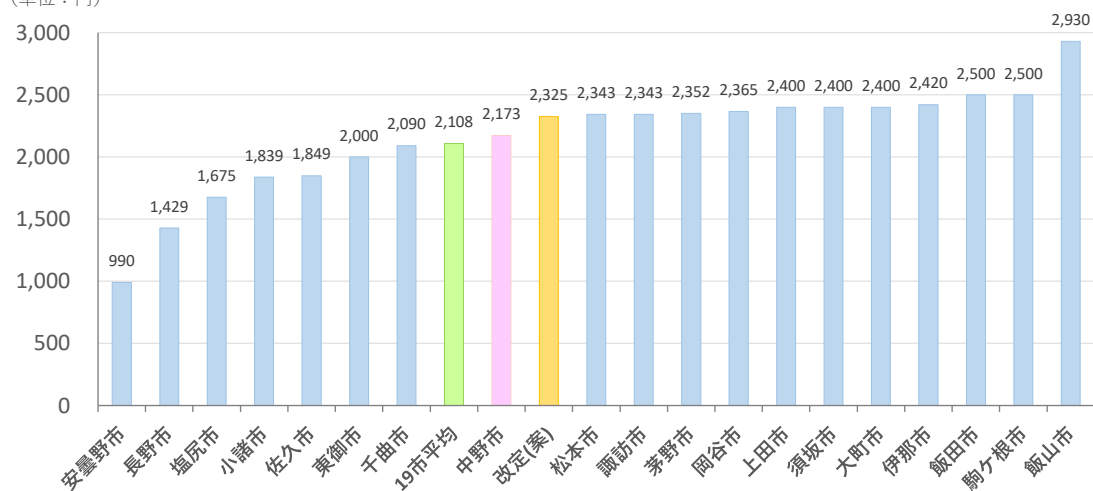
【家庭雑排水汚泥】

(単位:円)

手数料 市名	100ℓ未満		100ℓ以上 150ℓ未満		150ℓ以上 200ℓ未満		200ℓ以上 250ℓ未満		加算額
	料金	順位	料金	順位	料金	順位	料金	順位	
長野市	893	2	1,161	2	1,429	2	1,697	2	268円/50ℓ
松本市	1,408	6	1,408	4	2,343	9	2,343	7	418円/50ℓ
上田市	2,400	14	2,400	14	2,400	13	3,000	18	120円/10ℓ (200ℓ以上)
岡谷市	2,150	13	2,150	13	2,365	12	2,795	15	215円/18ℓ (180ℓ以上)
飯田市	2,500	17	2,500	17	2,500	17	2,500	11	100円/10ℓ (250ℓ以上)
諏訪市	2,130	11	2,130	11	2,343	9	2,769	14	213円/18ℓ (180ℓ以上)
須坂市	1,500	7	1,950	9	2,400	13	2,840	16	440円/50ℓ (200ℓ以上)
小諸市	1,003	4	1,504	5	1,839	4	2,340	6	167.2円/18ℓ
伊那市	2,420	16	2,420	16	2,420	16	2,420	10	600円/50ℓ (330ℓ～)
駒ヶ根市	2,500	17	2,500	17	2,500	17	2,500	11	
大町市	2,400	14	2,400	14	2,400	13	2,400	9	
飯山市	2,510	19	2,930	19	2,930	19	3,350	19	
中野市	1,356	5	1,770	7	2,173	8	2,576	13	404円/50ℓ (250ℓを超える場合)
茅野市	2,139	12	2,139	12	2,352	11	2,994	17	213.9円/18ℓ (180ℓ以上)
塩尻市	1,675	9	1,675	6	1,675	3	2,090	3	83円/10ℓ (250ℓを超える場合)
佐久市	924	3	1,387	3	1,849	5	2,311	5	92.47円/10ℓ (従量制)
千曲市	1,560	8	1,830	8	2,090	7	2,350	8	360円/50ℓ (250ℓ以上)
東御市	2,000	10	2,000	10	2,000	6	2,250	4	90円/10ℓ (従量制)
安曇野市	660	1	660	1	990	1	990	1	88円/10ℓ (250ℓを超える場合)
19市平均	1,699		1,855		2,158		2,412		

(単位:円)

図 2-(4)-4 家庭雑排水汚泥手数料 (150ℓ以上 200ℓ未満)



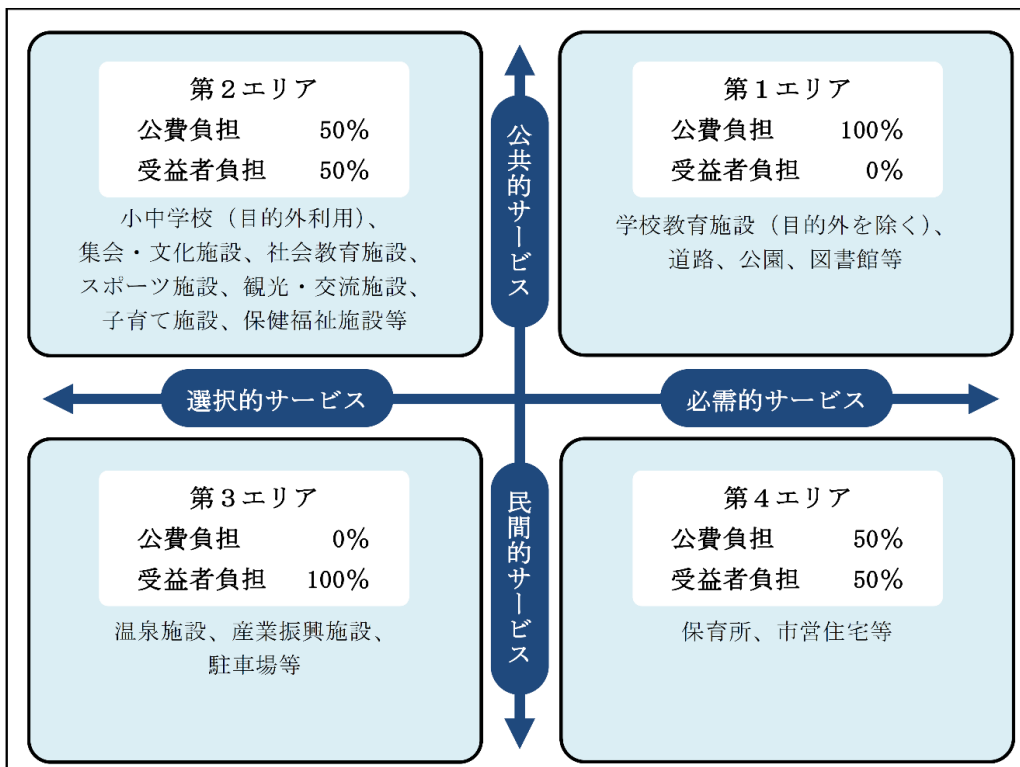
### 3 手数料の料金設定・改定

#### (1) し尿処分手数料

し尿処分については受益者であることの公平性、公正性の観点から市の「受益者負担の適正化に関する指針」に基づき料金算定を行うことが適当であると考えます。その場合、本市におけるし尿の処分は市が許可した汲み取り業者が収集して市の処理施設で処理する以外の方法がないため公共的サービスであります。同時に、下水道区域外の市民にとっては必需的サービスですが、下水道区域内の市民にとっては選択的サービスと言えます。また、「受益者負担の適正化に関する指針」の激変緩和措置において、改定上限は現行料金の1.5倍としていることも考慮する必要があると考えます。

施設の必需性	
<b>選択的サービス</b> より快適な生活や余暇のために、特定の市民や市外の者が必要とするサービス	<b>必需的サービス</b> 日常生活において、ほとんどの市民が必要とするサービス

施設の市場性	
<b>公共的サービス</b> 民間では提供されにくく、主として行政が提供するサービス	<b>民間的サービス</b> 民間でも提供されており、行政と民間とが競合するサービス



※) 受益者負担の適正化に関する指針より抜粋

### 【料金算定方法】

- 市の「受益者負担の適正化に関する指針」を参考に必要経費を料金収入でどの程度補えるかにより積算することとします。

[1] し尿投入施設年間経費（令和2年度から令和4年度平均）

科目	金額（円）	備考
需用費	811,101円	消耗品、印刷製本費等
役務費	14,850円	し渣処分手数料
委託料	1,289,611円	し尿処分料徴収委託
使用料及び賃借料	25,810,816円	下水道使用料
備品購入費	50,600円	
負担金及び交付金	22,031,010円	施設の維持管理委託費（上下水道課へ）
計	50,007,988円	

[2] し尿投入量：5,234,000ℓ/年間

（し尿及び浄化槽汚泥のR7.1月～R9.12月の(想定)平均年間収集量）

[3] 年間経費及びし尿投入量から算出した単価（18ℓ当たり）

単価 （18ℓ当たり）	経費 [1] の負担割合（市：利用者）	対現行料金
42.79円	37,505,998円：12,501,990円（75%：25%）	1.95倍
33円	40,412,322円：9,595,666円（81%：19%）	1.5倍（上限）
<b>25円</b>	<b>42,738,544円：7,269,444円（85%：15%）</b>	<b>1.14倍（案）</b>
22円	43,610,877円：6,397,111円（87%：13%）	1倍（現行）

※）負担額の計算方法

- ・利用者：単価×（[2] し尿投入量÷18ℓ）
- ・市：[1] し尿投入施設年間経費（50,007,988円）－利用者の負担額

### 【改定案】

基本料金：250円 [180ℓ以下]（改定率13.6%）

超過料金：25円/18ℓ（改定率13.6%）

- ・改定上限額は11円/18ℓ増の33円となりますが、収集運搬料金で10円/18ℓ増の改定を予定しており、利用者は合わせて支払うことになること、また、昨今の物価上昇を考慮し、上限額ではなく3円/18ℓ増とします。

## (2) し尿収集運搬手数料

し尿を含む一般廃棄物の収集、運搬及び処分については、環境省通知（平成 26 年 10 月 8 日付け環廃対発第 1410081 号）により、業者に行わせる場合においても、継続的かつ安定的に実行されるよう市町村は統括的な責任を有し、経済性の確保等の要請ではなく、“業務の確実”な履行が求められており、料金等の設定に際しては「受託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」とされています。

### 【料金算定方法】

・許可業者の収支がマイナスとならないよう手数料設定をする必要があります。

■ **収入額－経費 ≥ 0 円** となるように料金を設定することとする。

#### [1] 収集車両 1 台 1 ヶ月当たりの経費【税抜き】

科目	金額	備考
人件費	910,000 円	
福利厚生費	126,927 円	社会保険料等
車両費	284,020 円	減価償却費、保険料等
流動費	204,845 円	車両維持費、燃料費、消耗品費
一般管理費	96,732 円	事務消耗品費、光熱水費、事務所管理費等
諸経費	82,854 円	その他経費
計	<b>1,705,378 円</b>	

※) 経費については収集運搬業者より提出された資料を基に積算

#### [2] 収集車両 1 台 1 ヶ月あたりの収集量：218,083 ㍒

5,234,000 ㍒ ÷ 車両 2 台 ÷ 12 ヶ月 ÷ 218,083 ㍒

(し尿及び浄化槽汚泥の R7.1 月～R9.12 月の (想定) 平均年間収集量 5,234,000 ㍒)

#### [3] 収集車両 1 台 1 ヶ月当たりの収支差引

①単価 /18 ㍒	②料金収入【税抜き】 (①×上記[2]÷18 ㍒÷1.1)	③経費【税抜き】 (上記 [1])	収支【税抜き】 (②－③)	改定率
145 円	1,597,072 円	1,705,378 円	- 108,306 円	現行料金
154.84 円	1,705,453 円		75 円	6.8%
<b>155 円</b>	<b>1,707,215 円</b>		<b>1,837 円</b>	<b>6.9%</b>

※②想定収集量 = [2] 年間想定収集量 ÷ 車両 2 台 ÷ 12 ヶ月

### 【改定案】

- ・ **155 円/18 ㍒**：想定収集量から計算した収入が経費を上回るために必要な単価は 155 円 (≒154.84 円) となります。(現行料金より 10 円増)
- ・現状ではくみ取りホースが 40m を超えるケースは極めて希で収支に影響を及ぼす可能性が低いと見做すため、特別加算料金 100 円は据え置きとします。

### (3) 家庭雑排水汚泥処理手数料

し尿収集運搬手数料と同様の考え方にに基づき料金改正を行うこととします。

#### 【料金算定方法】

・許可事業者の収支がマイナスとならないよう料金設定をする必要があります。

■ **収入額－経費≥0円** となるように料金を設定することとする。

#### [1] 収集車両1台1ヶ月当たりの経費【税抜き】

科目	金額	備考
人件費	46,000円	
福利厚生費	4,383円	労災、被服費等
車両費	11,054円	減価償却費、点検費用、保険料
流動費	25,165円	維持修繕費、燃料費、消耗品費
一般管理費	1,500円	駐車場代、通信費
諸経費	4,560円	その他経費
計	<b>92,660円</b>	

※) 経費については収集運搬業者より提出された資料を基に積算

#### [2] 収集車両1台1ヶ月あたりの収入額：95,295円（税込み） **86,632円（税抜き）**

※) 1回あたり収集額2,313円×収集回数41.2回=95,295円（税込み）

（1回あたり収集額及び収集回数は令和7年1月から令和9年12月までの想定値）

#### [3] 収集車両1台1ヶ月当たりの収支差引

①料金収入【税抜き】 （上記[2]）	②経費【税抜き】 （上記[1]）	③収支【税抜き】 （①－②）	改定率 ②/①
86,632円	92,660円	-6,028円	1.07倍

#### 【改定案】

・今後の収入減見込を考慮すれば収支がマイナスになるため**7%のアップの料金改定**が必要と思われます。

## 4 各手数料改定案

○ 改定予定日：令和7年1月1日

### ■ し尿処分手数料・し尿収集運搬手数料

【180ℓ以下 1回あたり】

[参考：令和2年1月改定時]

区分		現行	改定額	増減額	改定率	増減額	改定率
基本料金	し尿処分	220円	250円	30円	13.6%	73円	49.7%
	し尿収集運搬	1,450円	1,550円	100円	6.9%	27円	1.9%
	し尿処理手数料(計)	1,670円	1,800円	130円	7.8%	100円	6.4%

【180ℓを超える場合 18ℓ当たり単価】

超過料金	し尿処分	22円	25円	3円	13.6%	7.3円	49.7%
	し尿収集運搬	145円	155円	10円	6.9%	2.7円	1.9%
	し尿処理手数料(計)	167円	180円	13円	7.8%	10円	6.4%
収集運搬 特別加算量		100円	100円	0円	0%	0円	0%

### ■ 家庭雑排水汚泥処理手数料

【1回あたり単価】

[参考：令和2年1月改定時]

区分		現行	改定額	増減額	改定率	増減額	改定率
基本料金	100ℓ未満	1,356円	1,451円	95円	7.0%	146円	12.1%
	100ℓ以上 150ℓ未満	1,770円	1,894円	124円	7.0%	190円	12.0%
	150ℓ以上 200ℓ未満	2,173円	2,325円	152円	7.0%	233円	12.0%
	200ℓ以上 250ℓ未満	2,576円	2,756円	180円	7.0%	276円	12.0%
超過料金	250ℓを超える場合は、その超える50ℓ(50ℓ未満の端数は、50ℓとする)	404円	433円	29円	7.2%	44円	12.2%

## 5 各手数料改定による家庭への影響額

一般家庭への各手数料改定による年間の影響額は、次のとおりです。

世帯種別	処理対象	施設	現行料金		改定料金		差額
			年間処理手数料	総額	年間処理手数料	費用総額	
汲取り	トイレの排水	汲取り式トイレ	15,441 円	19,526 円	16,644 円	21,015 円	1,489 円
	台所、風呂の排水等	家庭雑排水槽	4,085 円		4,371 円		
簡易水洗	トイレの排水	汲取り式トイレ	26,007 円	30,092 円	28,032 円	32,403 円	2,311 円
	台所、風呂の排水等	家庭雑排水槽	4,085 円		4,371 円		
浄化槽	トイレの排水	浄化槽	23,758 円	48,758 円	25,608 円	50,608 円	1,850 円
	台所、風呂の排水等		(ほか点検・検査費 : 25,000 円)		(ほか点検・検査費 : 25,000 円)		
下水道	トイレの排水	下水道	38,148 円	38,148 円	38,148 円	38,148 円	
	台所、風呂の排水等						

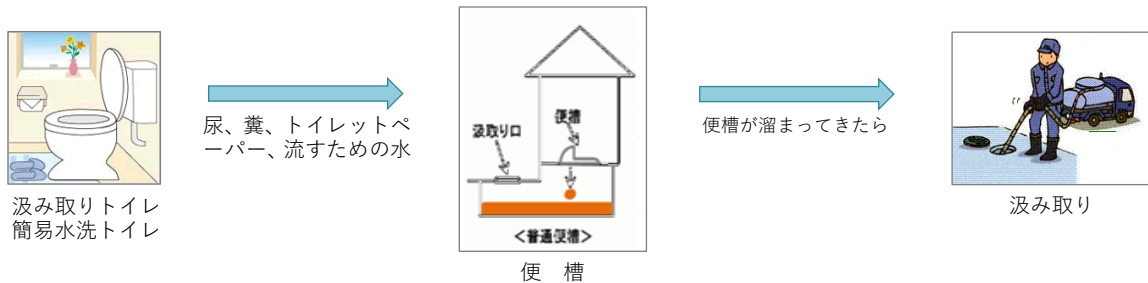
※) 年間処理手数料の計算方法

- ・一般家庭人数 : 2.4 人/1 世帯 (総人口 42,615 ÷ 世帯数 17,768 [令和 5 年 11 月末住民基本台帳より])
- ・家庭雑排水槽 : 1 世帯あたり収集回数/年間 1.88 回 (令和 4 年度年間収集回数 465 回 ÷ 収集世帯数 247 軒数) × 収集料金 (150 ㍓以上 200 ㍓未満を適用)
- ・汲取り式トイレ (汲取り) :  $1.9 \text{ ㍓}/1 \text{ 人} \cdot 1 \text{ 日} \times 2.4 \text{ 人} \times 365 \text{ 日} \div 18 \text{ ㍓} \times \text{し尿処理手数料}$
- ・汲取り式トイレ (簡易水洗) :  $3.2 \text{ ㍓}/1 \text{ 人} \cdot 1 \text{ 日} \times 2.4 \text{ 人} \times 365 \text{ 日} \div 18 \text{ ㍓} \times \text{し尿処理手数料}$
- ・浄化槽 : 1 人平均収集量 1,067 ㍓/年間 × 2.4 人 × し尿処理手数料
- ・下水道 :  $36 \text{ m}^3/2 \text{ ケ月}$  で積算 ( $\{ \text{基本料金 } 3,190 \text{ 円} (20 \text{ m}^3 \text{ まで}) + 16 \text{ m}^3 \times 198 \text{ 円}/1 \text{ m}^3 \} \times 6$ )

[参 考]

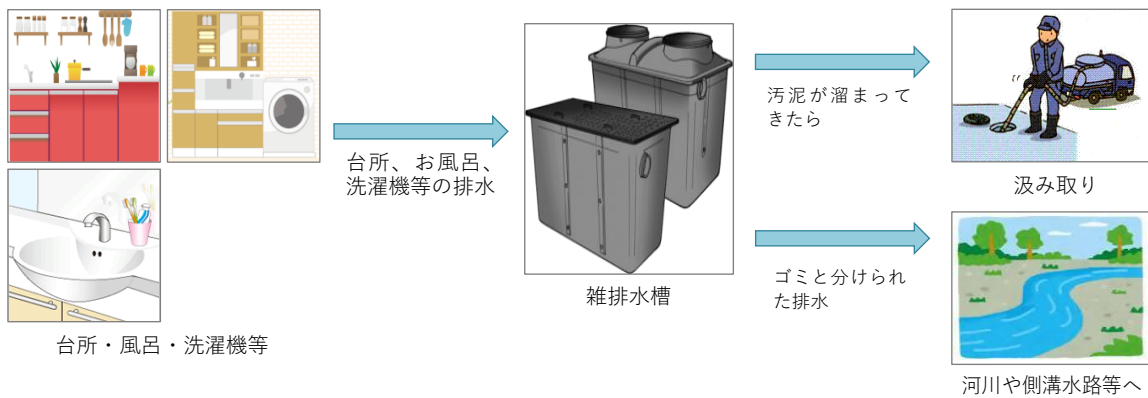
○ し尿とは

人の小便・大便を合わせた呼び方。トイレを使用時に発生する排水（尿、糞、流水、使用したトイレットペーパーを含む）のことを指します。



○ 家庭雑排水とは

「台所やお風呂等で発生する生活排水」を指します。トイレ等で発生するし尿はこの中に含まれません。家庭雑排水は雑排水槽によって沈殿等の方法によりゴミと排水とに分けます。排水は河川や側溝等へ放流され、沈殿したゴミは汚泥となって堆積するため定期的に汲み取る必要があります。



○ 浄化槽とは

「トイレで発生する排水」と「台所やお風呂等で発生する生活排水」を合わせて処理できる設備です。浄化槽内で浄化された排水は河川や側溝等へ放流されますが、槽内に残った汚泥は定期的に汲み取る必要があります。また、年1回の法定検査を行うことが浄化槽法により義務付けられているほか、定期的に保守点検（型式や処理対象人員によって違いはありますが一般住宅では年3～4回程度）を行う必要があります。

